特定農林水産物等登録簿

付足展外小座物寺豆琢得				
登録番号	第 44	号 登録年月日	平成 29 年 11 月 10 日 (2017 年 11 月 10 日)	
申請番号	第 96	号申請年月日	平成 28 年 11 月 11 日 (2016 年 11 月 11 日)	
特定農林水産物等の 区分		第5類 農産加工品類 酒類以外の飲料等類(その他飲料等類) (もろみ酢)		
特定農林水産物等の 名称		^{りゅうきゅう} 琉 球 もろみ 酢 、Ryukyu Moromisu		
特定農林水産物等の 生産地		沖縄県		
特性		球球は酵縄「一つ糖な一で酸尚原るク(一す物で球球は酵縄「一つ糖な一で酸尚原るク(一寸をみりを入ります。 おりまれ はいいさがられな理ろ酢たも、由は会ろ者の はいさがられな理ろ酢たも、由は会ろ者の はいきがられな理ろ酢たも、由は会ろ者の はいも に が は が は が は が は が は が は が は が は が は が	、琉球泡盛のもろみを蒸留した後に得られる流体(琉と上搾・ろ過するま発泡性飲料である。尚、泡化し、肥胖を用いた米麹)によって蒸留したであり、特として米麹)による蒸留した海であり、はいて、発酵では、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのであり、工業的に合成又は抽出精製された。	
特定農林水産生産の方法		(2) 琉原 おり おり おり おり は と は り で が い かり い かり	すべての生産行程は沖縄県内で実施される。 みを蒸留した後に得られる琉球泡盛もろみ粕 る。 粕を、圧搾・ろ過することによって琉球もろみ 液をそのまま琉球もろみ酢として最終製品に が、琉球もろみ酢原液に黒糖などの糖類や甘味 ドスなどを配合して最終製品にすることもで球 やスなどを配合して最終製品にすることも琉球 に対する流球もろみ酢の総重量に対する流球 合が 75%以上となるように調製する。尚、琉 れるクエン酸を産み出す原料としては、琉球も	

ろみ酢原液の他には果汁のみ用いることができる。

(4) 出荷規格

琉球もろみ酢の出荷規格は次のとおりである。

- ①琉球もろみ酢原液又は琉球もろみ酢原液に果汁等を添加した ものであって、製品重量に対する琉球もろみ酢原液の割合が 75%以上であること。
- ②製品中に含まれるクエン酸のすべてが琉球もろみ酢原液又は 果汁に由来するものであること。

(5) 最終製品の形態

琉球もろみ酢の最終製品としての形態は「清涼飲料水(もろみ酢)」である。

特定農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

琉球もろみ酢の特性は、次のとおり琉球泡盛が生産される沖縄 県の歴史や気候の影響を受けている。

(1) 歷史的背景

琉球もろみ酢は琉球泡盛もろみ粕から作られるが、その特性は琉球泡盛の製法に起因する所が大きい。琉球泡盛の製法が琉球国(現沖縄県)に伝わったのは 14~15 世紀ごろと言われ、伝来ルートとしてはタイルート、東南アジアルート、中国・福建ルートと諸説があるが、現在ではこれら複数のルートを通じ重層的に伝来したものと考えられている。こうしたルートを通じてカビを用いることを特徴とするアジアの醸造技術と西洋に発祥した蒸留機が中世の琉球国(現沖縄県)に伝わった。日本を含むアジア地域の中で、伝統的に黒麹菌を用いて作られてきた酒は泡盛のみであり、琉球もろみ酢の特徴的な成分であるクエン酸は、この黒麹菌によって生産される。

(2) 気候に適応した製法

琉球泡盛の製造に黒麹菌が使われるようになったのは、沖縄県の気候の影響を受けたものと考えられている。すなわち、沖縄県は日本で唯一、県土全体が一年を通じて温暖で湿潤な亜熱帯性気候下にあり、このような気候下では、醸造の途中でもろみが腐造(雑菌の増殖)する危険にさらされるが、もろみを腐造させない抗菌性のクエン酸を生産する黒麹菌が醸造の過程で選ばれ、現在まで、琉球泡盛の製造に黒麹菌が使われているというのが定説である。

尚、泡盛は酒税法上は焼酎の一種に分類されるが、泡盛と泡盛以外の焼酎にはその製法において次の様な違いがある。泡盛以外の焼酎のもろみの発酵原料は、麹菌を穀粒等に増殖させた麹(米麹、麦麹等)と、麹の数倍量の、麹菌を増殖させていない農産物(米や芋、麦など)で構成される。他方、泡盛の製造においては、発酵原料の全量が黒麹菌を米に増殖させた米麹(黒麹とも言う)であり、黒麹菌を増殖させていない米や他の農産物を加えることは酒税法上許されていない。こうした泡盛の醸造方法は「全麹は酒税法上許されていない。こうした泡盛の醸造方法は「全麹は込み」と呼ばれ、この方法により黒麹菌が生産したクエン酸がもろみ中に多量に溶解して、腐造することなく、年間を通して入み中に多量に溶解して、腐造することなく、年間を通して入る。です。

特定農林水産物等が その生産地において 生産されてきた実績 1973年に、それまで豚の飼料や畑の肥料などに使われていた琉球泡盛もろみ粕を圧搾・ろ過し、これに黒砂糖を混ぜて販売した商品が琉球もろみ酢の最初の商品である。以降、43年間、琉球

もろみ酢は沖縄県において生産され続けている。

もろみ酢公正取引協議会の全ての会員が琉球もろみ酢の製造者もしくは販売者である。同協議会が発行した琉球もろみ酢に付与する公正マークは 2012~2015 年の集計で製品約 190 万本分に相当する。

規則第6条第2項各号に掲げる事項

第13条第1項第4号ロ該当の有無:該当しない

商標権者の氏名又は名称:-

登録商標:一

指定商品又は指定役務:一

商標登録の登録番号:-

商標権の設定の登録(当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の設定の登録及び存続期間の更新登録)の年月日

専用使用権者の氏名又は名称:一商標権者等の承諾の年月日:一

登録生産者団体の名 称及び住所並びに代 表者の氏名 琉球もろみ酢事業協同組合 沖縄県那覇市辻二丁目4番17号 代表理事 松田 亮

備考

1 [特定農林水産物等の区分]

受付年月日:令和2年6月4日(2020年6月4日) 原因発生日:平成31年2月1日(2019年2月1日) 変更登録年月日:令和2年6月9日(2020年6月9日)

(変更前) 第32類 酒類以外の飲料等類 (ア)から(コ)までに掲げるもの以外の非発

泡性飲料(薄めて飲用されるものを含む。)(もろみ酢)

(変更後) 第5類 農産加工品類 酒類以外の飲料等類(その他飲料等類)(もろみ酢)

2 [特定農林水産物等の名称]

受付年月日: 令和2年6月4日(2020年6月4日) 原因発生日: 令和2年5月29日(2020年5月29日) 変更登録年月日: 令和2年6月9日(2020年6月9日)

(変更前) 琉球 もろみ 酢

(変更後) 琉球 もろみ 酢 、Ryukyu Moromisu

3 [特定農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績]

受付年月日:令和2年6月4日(2020年6月4日)

原因発生日:令和2年5月29日(2020年5月29日)

変更登録年月日:令和2年6月9日(2020年6月9日)

(変更前) もろみ酢公正取引協議会の会員数は、現在 36 社であり、全ての会員が琉球もろみ酢の製造者もしくは販売者である。同協議会が発行した琉球もろみ酢に付与する公正マークは 2012~2015 年の集計で製品約 190 万本分に相当する。琉球もろみ酢事業協同組合の組合員数は、現在 13 社であり、すべての組合員が 6 (4) 出荷規格に適合した琉球もろみ酢を製造している。

(変更後) もろみ酢公正取引協議会の全ての会員が琉球もろみ酢の製造者もしくは販売者である。同協議会が発行した琉球もろみ酢に付与する公正マークは 2012~2015 年の集計で製品約 190 万本分に相当する。

4 [登録生産者団体の住所の変更]

受付年月日:令和4年1月14日(2022年1月14日)

原因発生日: 令和3年11月25日(2021年11月25日)変更登録年月日: 令和4年2月2日(2022年2月2日)

(変更前)沖縄県那覇市若狭1丁目9番7号 (変更後)沖縄県那覇市辻二丁目4番17号